

1988年4月14日

主題 法廷内メモ採取を禁止する裁判官の裁量権を
支持した東京高等裁判所判決

レペタ様

「メモ訴訟」についての東京高裁判決（及び東京地裁判決並びに関連資料）をお送りいたしました。御依頼に基き、私たちは、アメリカ自由人権協会（A C L U）①の理事者として、並びにアメリカの憲法学者としての立場から、この高裁判決についてのコメントをいたします。

東京高裁判決がアメリカ憲法に深く根ざした原則並びにA C L Uが擁護する市民的自由の原則に反するものであるとの結論を述べるにあたり、私たちは、日本の裁判所がアメリカ合衆国憲法②の解釈についてアメリカ連邦最高裁判所あるいはA C L Uが採ってきた原則に必ず従わなければならないと言おうとしているではありません。しかし、日本においてメモ訴訟に関心を寄せる多数の人々は、この事件がアメリカの裁判所ではいかに取り扱われ、アメリカの指導的な市民的自由の擁護団体からどのように見られるかについて興味を有しているとのことです。したがって、私たちはそのような人々の参考として以下の情報並びに結論を明らかにします。

法廷の傍聴人がメモをとることは、一般的には司法制度の機能について、そして個別的には当該事件の処理について、情報を得るという公衆の権利に不可欠な性格を有しています。この権利は、アメリカ法の中での最も基本的なものでありました。われわれの歴史の中で、公開裁判の権利は訴訟当事者の利益だけでなく公衆一般の利益のためのものがありました。公衆の監視を受け、したがって公衆の批判を受ける手続は、イギリスの星室庁での裁判のような閉ざされた裁判を蝕んできた手続的及び実体的不公正さに犯されることはないのです。

訴訟当事者／公衆が共に有する公開裁判の権利にとって、報道機関及び他の公衆の成員が法廷に出廷して手続についてメモをとる権利は常に不可欠の要素でありました。この権利が公開裁判の制度にとって不可欠であるのは、これによって出廷した公衆の成員が

自分が見たこと及びそれに伴って考えたことをその場で記録することによって、裁判手続の理解を高めることができるからです。さらに、法廷の傍聴者のメモをとる権利によって、自ら法廷に行かれなかった者も、実際に出廷した者によって、その場で記録された所見を参照することによって、出廷する権利を間接的にあるいは代理人によって行使することが可能となります。

確かに、裁判を公開するという公衆の利益も、基本的なものではありますが、必ずしも訴訟当事者の利益と常に両立するとは限りません。ある場合には、同じく憲法的次元を有する、訴訟当事者の他の権利が、裁判の公開という訴訟当事者並びに公衆が有する憲法上の権利を凌駕することもあります。

たとえば、きわめて影響を受けやすい当事者（小さい子どもなど）や、微妙な問題（家族関係についての論争など）をはらむ場合には、当事者のプライバシーの方が、これに対する法廷の公開という権利にまさることもあります。

もう一つこの種の衝突として大きなものは、法廷にいる公衆があまりにも秩序をみだすために、刑事被告人の公正な裁判を受ける権利が侵害される場合があることです。参考：N. ドーセン『荒れる法廷』（法廷内の行動についてのニューヨーク市弁護士会特別委員会報告）（この本は、2巻本として日本語に翻訳されています。）

このような利益衝突に対処するために、アメリカ連邦最高裁は、裁判の公開という基本的権利を他の基本的権利と調整するための原則を明らかにしてきています。連邦最高裁の分析は、一貫して、裁判の公開は最大限保障されるべきであるとの強い推定から導かれており、この推定を覆そうとする当事者に強い証明責任を負わせています。③

テレビカメラの使用に関するいくつかの著名な事件を除けば、法廷へのアクセスに関する論点が、米国での訴訟において取り上げられたのは比較的近年のことです。

米国でのこのような訴訟は、日本のメモ訴訟とは3つの大きな点で異なっています。東京高裁1987年12月25日判決で支持された制限を正当化する先例となるような、法廷の傍聴人に対する制限を米国の裁判所が課したという例は存在しません。

第1に、米国での事例はすべて、日本の事例とは異なり、例外的な事象に関するもので

あり、それはたとえば、子どもが証人になる場合とか、譲り合が一身上の家族関係に関する場合などです。

第2に、これらの事例では訴訟当事者自身が、公衆あるいはその代表者である報道機関の法廷へのアクセスを制限しようとしました。われわれの知る限り、当事者の要請がないところで米国の裁判所が公衆あるいは報道機関の法廷へのアクセスを制限する命令を下したことはありません。これとは対照的に、われわれの理解する限り、日本のメモ訴訟の対象となった刑事被告人は法廷でのメモ採取に（そして許可を受けた報道記者の存在にも）異議を述べてはいません。実際のところ、あなたは傍聴した事件の検察官と弁護人の双方に接触したが、そのどちらもあなたが傍聴人としてメモをとることには異議がなかったとのことです。

第3に、われわれの知る限り、米国の裁判例には、メモ採取という単純な行為に関するものは存在しません。このことは、疑いもなく、単なるメモ採取は手続を妨害するとはいえないという事実を反映したものです。^④ むしろ、米国では裁判所は、手続を記録するためにもっと騒がしい、もっと妨害的な方法について、時としてアクセスを制限してきました。すなわち、テレビと写真です。これらの装置が司法手続について潜在的には妨害的でありうることは明らかですが、米国の裁判所は、司法手続について正確かつ完全な情報を得るという公衆の権利を尊重して、法廷の運営方法について大きな裁量の余地を認めました。^⑤

今日、合衆国全体の中で多くの裁判所が、手続をテレビ放送することを日常的に認めています。同じくA C L Uも、審理の放送及び写真撮影を原則的に認めるとする活動方針を探っています。

これらの事件で、米国の裁判所は表現の自由と他の権利、通常の場合には公正な裁判を受ける権利とを調整する必要がありました。表現の自由に対する制限は、表現行為が、公正な裁判を受ける権利のように、他の同等またはより重要な利益に対して不可避に損害を生じるということが明白に認定される場合にのみ認められます。あなたにメモ採取を禁じた東京地裁決定は、その理由を述べていませんし、公正な裁判を受ける権利のような他の利益に対する侵害を明らかにもしていません。さらに、あなたは東京地裁から交付されたメモ採取許可申請書を用いて何度も書面によって許可申請をしたが、裁判所はそのたびに

理由も明らかにせず、直ちに不許可としたことです。

実際、法廷内におけるテレビ・写真撮影の許可に関連してもたらされる問題とは対照的に、メモ採取という目立たない行為は、法廷内の活動を妨害する可能性があまりにも小さいために、A C L Uは、法廷内にいる記者その他の者がメモをとる権利を有することを明言する活動方針を採択する必要性を感じてこなかったのです。基本的で広く受け入れられている他の市民的自由（たとえば自己負罪拒否特権）と同じく、A C L Uは、この権利を、書かれざる「コモン・ロー」あるいは、活動方針の「中核」の一部、すなわちあまりにも中心的なものであり、あまりにも自明のために公式の活動方針中に記すまでもない権利の一部であるとみなします。

A C L Uは、法廷に出席してメモを採る権利は、他の重要な市民的自由を保障するための不可欠の基礎となるという点で特に重要であると、一貫してみなしてきました。法廷でのメモ採取に大きく依存している権利としては以下のものがあります。独立の裁判所による公正な裁判を受ける権利。民事・刑事事件において適正な手続を受ける権利。刑事事件において有能な弁護人の弁護を受け、敵性証人に対面し、自己負罪拒否特権行使し、不任意の自白及び不合理な搜査・差押によって得られた証拠をはじめとする違法収集証拠に基づく起訴を受けない権利。

一般的に言えば、民主社会の市民は、政府に対して自らの権利を守りこれを行使していくためには、政府の活動を知っている必要があります。裁判所は政府の活動方針が形成され実行されていく重要な場を形成するものですから、公衆が司法府の活動を十分に知ることは、立法府・行政府の活動を知ることと同じ程度に重要なのです。

われわれの理解によれば、東京高裁判決は、特定の報道記者以外の傍聴者が特としてメモを認められる可能性を完全に排除しているものではありません。しかし、この判決は、アメリカ憲法の根本的教義であり、A C L Uが市民的自由の基本原則として支持するところと真向から反するものです。東京高裁判決は傍聴人のメモの権利と法廷の秩序の必要性とを調整しようとしていません。むしろ、特定の報道記者がメモを許されるという可能性は完全に裁判所の裁量に委ねられ、裁判官はこの裁量をいかなる理由に基づいて行使して

もよく、実質的にその行使にいかなる理由も必要ないのです。

アメリカの先例では、法廷の報道は認められるべきであるとの強い推定から出発し、法廷でのテレビカメラの禁止も、混乱の蓋然性が極めて高いという強い明白な認定に基づいてのみ認められるのですが、これとは全く対照的に、東京高裁判決はこの推定と証明責任を逆転させています。この判決では、「訴訟の公正かつ円滑な運営に少しでも影響をおそれがある限り・・・」裁判所にメモの禁止を認めています。このような無限定の裁量権は、各裁判官に対してすべての事件で現実の混乱という証拠もないところでメモを禁止することを認めるに等しいのです。実際、あらゆる事件で裁判官は、メモ禁止に必要な「少しでも（妨害的な）影響をおそれがある」と推測することができるでしょう。

東京高裁判決のもう1つの特色は、アメリカ法の表現の自由の原則だけでなく、連邦憲法（14条で規定されている）法の下の平等にも違背するということです。これは、公衆のある部分——巨大な全国的報道機関に雇用されている少数の選ばれた記者——にはメモを許しながら、他の人々にはこれを認めないと判示です。

アメリカ憲法及び市民的自由の原則の下では、法廷に出席してメモをとるのは常に公衆の権利であり、この権利は個人としてあるいは報道機関によって行使されるものです。報道機関は、公衆一般よりも大きい、あるいはこれと異なった種類の権利を有すると考えられてはいません。さらに、この権利を行使する者は、その行使の条件として特別の資格・能力その他の事項を証明する必要はありません。

東京高裁は、選ばれたグループの記者に対する優越的取扱いを正当化するにあたって、このような特権を与えられた記者の書いたものには、他のメモ採取者が書くものに比して多くの読者がいると推定しています。しかし、アメリカの憲法原則の下では、伝達行為あるいは表現行為の聴衆の多寡は、これらの行為が保護されるべきかどうかを決定する要素とはされていません。実際のところ、表現の自由はたとえ全く聴衆がいなくところであっても、何人に対しても保障されるのであり、ACLUは保障されなければならないと主張いたします。

メモ訴訟に関するアメリカ憲法及び市民的自由の原則は、以下のように要約できましょ

う。公開裁判の権利とは裁判が公開されなければならず、したがって、法廷は公開の場とされます。メモをとることは、表現の自由の主要かつ本質的な要素です。この行為が法廷のような公開の場で制限されるのは、著しく極端な状況に限られます。米国ではそのような極端な状況を示す裁判例は存在せず、そのような状況がありうると考えることは困難です。メモ訴訟のように検察官・弁護人の双方がメモに同意していた場合には、制限に必要な極端な状況がないことは明らかです。

以上のような理由により、日本国憲法21条に対応するアメリカ憲法についてのアメリカ連邦最高裁の解釈によれば、東京高裁判決が裁判官に付与した法廷でのメモを禁止する裁量権は違憲と判断されるでしょう。これは、この分野に関するA C L Uの活動方針とも反するのですが、この方針は連邦最高裁の判決と本質的に合致するものです。

私たちは、この手紙が必要とされる情報を明らかにしているものと考えています。司法手続におけるメモ採取という必須の権利に関するアメリカ法及びA C L Uの活動方針について、さらに情報が必要な場合にはお知らせ下さい。

敬　　具

(署名)

ノーマン・ドーセン

A C L U理事長

ニューヨーク大学ロースクール法律学教授

(署名)

ナディン・ストロッセン

A C L U法律顧問

ニューヨーク大学ロースクール臨床法学助教授

註

- 1) A C L Uは、会員数が25万人以上の全国的な非党派的団体であり、その目的は米国憲法及び法律で保障された市民的自由を擁護することである。A C L Uは1920年に設立され、合衆国の全域に支部が存在している。数多くのボランティアと相当数の有給職員を抱え、A C L Uとその支部は、訴訟、立法のロビーイング、一般への教育活動などによって、市民的自由を擁護している。A C L Uは、合衆国政府に次いで、連邦最高裁に最も多く出廷している。
- 2) ただし、日本国憲法21条とアメリカ連邦憲法修正1条は類似している。実際のところ、日本国憲法の規定は、アメリカ憲法よりも保障が広くなっている。修正1条は、「議会は・・・言論又は報道の自由を制限する法律を制定してはならない」と規定するのに対し、日本国憲法21条は、もって広く「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」としている。
- 3) たとえば、Globe Newspaper Co. v. Superior Court for the County of Norfolk, 457 U.S. 596 (1981)（報道機関及び公衆が刑事公判へのアクセスを拒絶されるのは、政府が、当該拒絶はやむをえない政府利益の増進に必要であり、かつ、その拒絶がその利益のために最小限のものとされていることを立証できた場合に限ると判示）を参照。
連邦最高裁判決が、一貫して公衆／報道機関が法廷に出席する権利を幅広く認め、かつ高度の保障を与えていていることに鑑みると、連邦最高裁が現在、この分野に関する判例に接触すると思われる内部的な運営規則を有しているのは皮肉である。われわれの知るところでは、この規則はバーガー長官によって規定された。これによれば、連邦最高裁の警備員は、連邦最高裁での職務を認められた弁護士と特定の報道機関以外のものが最高裁での審理中にメモをとることを制限ないし規制しうる。この規則はあまり厳格には実施されていない（たとえば、われわれは、連邦最高裁での職務を認められておらず、報道機関にも属していない者が、連邦最高裁の警備員から「静かに」するのであれば審理中にメモをとってもよいと言われた事例を知っている）。この規則が訴訟で争われたことはない。
- 4) 日本の裁判所がこの事実を認めていることは、選ばれた報道記者たちに傍聴してメモ

をとることを許していることから明らかである。もし何本かのペンがノートに触れて生じる最小限の動きと音に、いくつかのペンとノートが泐わったとしても、これによって動きないし音が裁判を妨害するまでになるとはとてもいえないであろう。

5) たとえば、Chandler v. Florida, 449 U.S. 560 (1981) (刑事公判の放送を憲法上絶対的に禁止することは、放送によって被告人の公正な裁判を受ける権利に不利な影響が生じる場合があるとしても、正当化することはできない。適正な保障となるのは、被告人が自分の事件が報道機関で報道されると正当な判断を下す陪審員の能力を危うくすることを明らかにする権利を有することであると判示) を参照。また、Estes v. Texas, 381 U.S. 532 (1965) も参照。

6) 活動方針の中心部分は、この註に記載したとおりである。活動方針全体は、本書の付録Aに収録した。

過去においては、テレビ、放送、写真装置技術の発展状況のために、これらの装置を法廷で使用すると、法廷の手続を殆ど不可避的に妨害することとなった。しかし、近年の技術発展によって、これらを使用して報道しても手續を著しく妨害しないことが可能となった。

事実審段階で、手続のテレビあるいは写真撮影を認めるか否かにあたって、裁判所には、当該事象を見るという公衆の利益と、テレビカメラあるいはカメラの存在によって、当該事件において公正な裁判あるいは適正手続の利益が脅かされる危険性との間の微妙な調整が要求される。電波によって報道されることによって、陪審員が公表を恐れ、テレビに写し出された証人が辟復を恐れ、あるいは裁判官、弁護士、証人がカメラを意識して「大袈裟になる」といった結果が生じることが考えられるが、これらは、事件の結論に影響を与えるかねないものである。

したがって、電波メディアは、通常の場合には活字メディアと同等の取り扱いを受けるが、ある場合には公正な裁判という正当な利益に対する電波メディアの悪影響の可能性が高いために、電波メディアに対して異なった、あるいはより大きな制限を課することも肯定される。これらの利益の中には、強姦被害者あるいは家庭内での虐待の被害者の名前を知られたくないとの希望も含まれる。

しかし、協会としては、全体として見れば、司法手続のテレビ放映なし写真

撮影は、修正1条の権利行使並びに法と司法過程への公衆の理解を増進させ、司法過程を改善するものであり、この活動方針で明らかにされた特例を除いては、A C L Uによって支持されるべきものであると考える。

7) 法廷が公開され、そこでは報道機関と公衆の成員がメモがとれるべきであるとの強い推定を支える前記のような理由づけの多くは、刑事公判に対する公衆及び報道機関のアクセス権を支持した連邦最高裁の判決でも引用されている。たとえば、Richmond Newspapers, Inc. v. Virginia, 448 U.S. 555 at 563-75 (1980) を参照。